

《 新 旧 対 照 表 》

見直し案(新 PKO 参加5原則)	現行の参加5原則
1. 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、もしくは <u>紛争当事者のいずれかが存在しなくなった場合などにより、当該武力紛争が停止ないし終結していると認められること。</u>	1. 紛争当事者の間で <u>停戦の合意</u> が成立していること。
2. 右、現行のまま	2. 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。
3. 右、現行のまま	3. 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
4. 右、現行のまま	4. 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は、撤収することができること。
5. 武器の使用は、 <u>自己、自己と共に現場に所在する他の要員、もしくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のために必要な最小限のものに限られること。</u>	5. 武器の使用は、 <u>要員の生命等の防護のために必要な最小限のもの</u> に限られること。